

県土整備部 許認可事務等一覧

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
132	都市計画課	計画担当	各市・各土木事務所道路建設担当支庁土木課	同左	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書 ・理由書 ・図面（配置図、各階平面図、立面図、断面図、基礎伏図） ・その他必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物が①、②に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できると認められるもの ①階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 ②主要構造部（建築基準法第2条第5号に定めるもの）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 	・なし	・当該建築物を建築しようとするとき	7日	0985-26-7192
133	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	美しい宮崎づくり推進室	同左	同左	屋外広告物の登録第33条	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録申請書 ・誓約書 ・略歴書 ・業務主任者の資格証（写） ・業務主任者が登録申請者の従業員であることの証明書 ・登記事項証明書 ・住民票の抄本 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと （1）登録取消処分があった日から2年を経過していない （2）登録取消処分を受けた法人の役員であった（処分日前30日以内）者で、処分から2年を経過していない （3）営業停止命令中 （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、刑の執行終了後から2年を経過していない （5）未成年であって、その法定代理人が上記のいずれかに該当する （6）法人であって、その役員が上記（1）～（4）に該当する （7）業務主任者を選任していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録：10,000円 ・更新登録：10,000円 	（更新の場合は）登録の有効期限満了日の30日前まで	30日（類推）	0985-24-0041
134	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	美しい宮崎づくり推進室	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	公共広告物設置の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・公共広告物表示・設置協議書 	要領「公共広告物等の知事の同意基準※公開」で定める基準を満たしていること	-	表示・設置する日の10日前まで	10日（類推）	0985-24-0041
135	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	美しい宮崎づくり推進室	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	広告物等の表示又は設置の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書 ・付近の見取り図 ・仕様書、図面 ・高さ、面積建築物との位置関係を示したものの ・場所の管理者等の承諾書 	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分及び広告物の種別に応じて、施行規則で定める基準を満たしていること 	別添（使用料及び手数料徴収条例）参照 ※新規申請と更新申請ともに同額	表示・設置する日の10日前まで	7日	0985-24-0041
136	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	美しい宮崎づくり推進室	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	屋外広告物の特例許可	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書 ・付近の見取り図 ・仕様書、図面 ・高さ、面積建築物との位置関係を示したものの ・場所の管理者等の承諾書 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれも満たしていること （1）良好な景観形成に資し、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないこと （2）宮崎県屋外広告物審議会の意見を聴くこと 	別添（使用料及び手数料徴収条例）参照 ※新規申請と更新申請ともに同額	表示・設置する日の10日前まで	7日	0985-24-0041
137	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	美しい宮崎づくり推進室	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	広告物等の表示又は設置の許可の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物更新許可申請書 ・カラー写真 ・安全点検報告書 ・場所の管理者等の承諾書 	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分及び広告物の種別に応じて、施行規則で定める基準を満たしていること 	別添（使用料及び手数料徴収条例）参照 ※新規申請と更新申請ともに同額	登録の満了する10日前まで	7日	0985-24-0041
138	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	美しい宮崎づくり推進室	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	許可事項の変更の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物変更（改造）許可申請書 ・付近の見取り図 ・仕様書、図面 ・高さ、面積建築物との位置関係を示したものの 	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分及び広告物の種別に応じて、施行規則で定める基準を満たしていること 	別添（使用料及び手数料徴収条例）参照 ※新規申請と更新申請ともに同額	登録の満了する10日前まで	7日	0985-24-0041

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
139	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	美しい宮崎 づくり推進 室	同左	同左	広告景観協定地区 の指定	屋外広告物 条例 第32条第1 項 ・ 広告景観協定地区指定申請書 ・ 広告景観協定書	次のいずれも満たしていること (1) 広告景観協定の内容が広告景観協 定地区の景観及び環境に適合してい ること (2) 施行規則に規定する基準及び許可 基準に適合していること (3) 町内会、商店街等の区域その他相 当規模の一団の土地の区域又は相当規 模の道路の区間にわたる土地の区域を 対象としていること (4) 有効期間が5年以上であること (5) 広告景観協定に係る土地の区域内 の土地の所有者及び建築物、広告物等 その他工作物の所有を目的とする地上 権又は賃借権を有する者（当該土地、 建築物、広告物等その他工作物を管理 する者を含む。）の3分の2以上の合 意によるものであること	-	-	-	0985-24-0041
140	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進 室	美しい宮崎 づくり推進 室	同左	同左	講習会受講者と同 等以上の認定	屋外広告物 条例 第35条第1 項第5項 ・ 屋外広告物講習会修了者同等認定申請書	次のいずれも満たしていること (1) 営業所における広告物等の表示又 は設置の責任者として、5年以上屋外 広告業に従事した者であること (2) 屋外広告物講習会修了者同等認 定申請書の提出の日から起算して過去 5年以上の間において広告物等に関す る法令等に違反することがなかったこ と	-	-	-	0985-24-0041
141	都市計画課	都市公園	同左	同左	公園管理者以外の 者の公園施設の設 置等	都市公園法 ・ 公園施設設置（管理）許可申請書 ・ 創設経費概要書 ・ 事業計画書及び収支概算書 ・ 供用及び管理に関する計画書 ・ 定款、登記事項証明書等	都市公園法第5条2 公園管理者以外の者の設置等に該当す るとき	手数料なし	許可更新は、許可期間 終了の1ヶ月前まで	14日	0985-26-7193
142	都市計画課	都市公園	各土木事務所 管理担当、 教育委員会 スポーツ指導セ ンター	同左	都市公園の占用の 許可、許可の変更	都市公園法 ・ 公園占用許可申請書	都市公園法第7条の基準を満たしてい るとき	手数料なし	許可更新は、許可期間 終了の1ヶ月前まで	14日	0985-26-7193
143	都市計画課	都市公園	同左	同左	公園予定区域及び 予定公園施設にお ける公園管理者以 外の公園施設の設 置等	都市公園法 ・ 公園施設設置（管理）許可申請書 ・ 創設経費概要書 ・ 事業計画書及び収支概算書 ・ 供用及び管理に関する計画書 ・ 定款、登記事項証明書等	143に同じ	手数料なし	許可更新は、許可期間 終了の1ヶ月前まで	14日	0985-26-7193
144	都市計画課	都市公園	各土木事務所 管理担当	同左	公園予定区域及び 予定公園施設にお ける都市公園の占 用許可、許可の変 更	都市公園法 ・ 公園占用許可申請書	144に同じ	手数料なし	許可更新は、許可期間 終了の1ヶ月前まで	14日	0985-26-7193
145	都市計画課	都市公園	各土木事務所 管理担当、 教育委員会 スポーツ指導セ ンター	同左	行為の許可、許可 の変更	都市公園条 例 ・ 公園内行為許可申請書、変更申請書 ・ 行為に関する計画書等 ・ 役員名簿	都市公園条例施行規則第4条 行為の基準を満たしているとき	手数料なし	期限の定めなし	14日	0985-26-7193
146	都市計画課	都市公園	有料公園施設の 指定管理者	同左	有料公園施設の使 用許可	都市公園条 例 ・ 有料公園施設利用許可申請書 ・ 役員名簿	都市公園条例施行規則第16条 有料公園施設の利用の許可の基準を満 たしていること	手数料なし	利用日の30日前まで	14日	0985-26-7193

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
147	都市計画課	都市公園	有料公園施設の指定管理者	同左	使用料の減免等	都市公園条例 有料公園施設利用料金減免取扱要領	・有料公園施設利用料金減免申請書	都市公園条例施行規則第36条 利用料金の減額等の基準を満たしていること	手数料なし	期限の定めなし	14日	0985-26-7193
148	都市計画課	都市公園	各土木事務所管理担当	同左	公園予定区域及び 予定公園施設における行為の許可、 許可の変更	都市公園条例	・公園内行為許可申請書、変更申請書 ・行為に関する計画書等 ・役員名簿	147に同じ	手数料なし	期限の定めなし	14日	0985-26-7193
149	都市計画課	都市公園	指定管理者	同左	学習室の利用の許可	県立青島亜 熱帯植物園 管理規則	・亜熱帯植物園学習室利用許可申請書	青島亜熱帯植物園管理規則第7条 学習室の利用の許可の基準を満たしていること	手数料なし	利用日の30日前まで	14日	0985-26-7193
150	都市計画課	都市公園	有料公園施設の指定管理者	同左	有料公園施設の利用の許可の取消し等	都市公園条例施行規則	-	都市公園条例施行規則第17条 有料公園施設を利用する者の遵守事項に違反したとき	-	-	-	0985-26-7193
151	都市計画課	都市公園	有料公園施設の指定管理者	同左	有料公園施設の入場制限	都市公園条例施行規則	-	都市公園条例施行規則第20条 有料公園施設の入場制限に該当する場合	-	-	-	0985-26-7193
152	都市計画課	都市公園	有料公園施設の指定管理者	同左	有料公園施設の入場者の遵守事項 (違反者の退去)	都市公園条例施行規則	-	都市公園条例施行規則第21条 有料公園施設の入場者の遵守事項に違反したとき	-	-	-	0985-26-7193
153	都市計画課	都市公園	各土木事務所管理担当、 教育委員会 スポーツ指導センター	同左	許可の取り消し等の 監督処分	都市公園条例	-	都市公園条例第11条 監督処分に該当するとき	-	-	-	0985-26-7193
154	都市計画課	都市公園	各土木事務所管理担当	同左	公園予定区域及び 予定公園施設における許可の取り消し等の 監督処分	都市公園条例	-	155に同じ	-	-	-	0985-26-7193
155	都市計画課	都市公園	指定管理者	同左	利用者の拒否等	県立青島亜 熱帯植物園 管理規則	-	青島亜熱帯植物園管理規則第4条 亜熱帯植物園を利用する者の遵守事項に違反したとき	-	-	-	0985-26-7193
156	都市計画課	都市公園	指定管理者	同左	学習室の利用の許可の取消し等	県立青島亜 熱帯植物園 管理規則	-	青島亜熱帯植物園管理規則第8条 学習室の利用の許可の取り消し等に該当したとき	-	-	-	0985-26-7193